

浄化槽の法定検査の 手数料を助成します

物価高騰の影響を受ける市民等の負担を軽減するために、
浄化槽の法定検査手数料を助成し、無料にします。

★助成についての申請手続きは不要です。

(例年通り法定検査を受検していただければ、
検査手数料は自動的に助成されます。)

対象検査	法定検査のうち11条検査（定期検査） ★7条検査（設置後の検査）は対象外です。
対象浄化槽	千葉市に設置されている10人槽以下の浄化槽 ★11人槽以上の浄化槽は対象外です。
助成内容	6,000円（法定検査手数料） ★助成するのは対象期間中に 1回限り です。
助成期間	令和8年9月1日～令和10年2月29日の期間に 検査を実施したもの



浄化槽をお持ちで、**年1回の法定検査を受検していない方**は
必ず下記へお問い合わせ・お申込みください。

- ・法定検査は保守点検（3,4ヶ月に1回実施しているもの）とは異なる検査です。
- ・法定検査の詳細については千葉市HPをご覧ください。 千葉市HP →



【指定検査機関】 一般財団法人 千葉県環境財団

TEL:043-246-2079、FAX:043-301-2063

助成制度に関するお問い合わせもこちらにご連絡ください。

制度に関するQ&A

Q.1 保守点検と法定検査は違うものですか？

A.1

違うものです。実施目的や確認内容が異なるため、保守点検だけでなく、**法定検査を必ず受検してください。**

千葉市HP⇒



	実施回数	目的
保守点検	3,4ヶ月に1回	浄化槽の機能を正常に維持する
法定検査	1年に1回	法律に従って維持管理がされていることを確認する

Q.2 なぜ助成対象の浄化槽は10人槽以下なのですか？

A.2

本制度は生活者支援を目的としているため、一般家庭で多く使用されている10人槽以下の浄化槽を助成対象としています。

Q.3 10人槽以下の浄化槽であれば、一般家庭だけでなく事業所等も助成対象になりますか？

A.3

用途に関わらず全ての10人槽以下の浄化槽を助成対象としています。

Q.4 法定検査には7条検査（設置後の検査）もあると思いますが、こちらも助成の対象になりますか？

A.4

7条検査は助成の対象ではありません。
11条検査（定期検査）のみを助成対象としています。

Q.5 8月に検査を受けたばかりなのですが、助成を受けるタイミングを逃してしまったのでしょうか？

A.5

法定検査は1年に1回受検する必要があります。
制度の期間を1年半設けているので、次回の検査が助成対象になります。

Q.6 制度の期間が1年半ありますが、期間中に2回受検した場合、2回とも助成してもらえるのですか？

A.6

助成するのは対象期間中に1回のみです。